

第7回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年10月10日(水) 10時から11時45分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (18名)

| | |
|------------|---------------|
| 井上 治康 会長 | 山口 弘行 委員 |
| 北原 康德 会長代理 | 柿原 栄司 委員 |
| 税田 悟 委員 | 焼山 穂積 委員 |
| 内藤 茂正 委員 | 平山 文雄 委員 |
| 川波 康利 委員 | 平田 豊美 委員 |
| 田邊 直美 委員 | 神本 明彦 委員 |
| 山田 善悟 委員 | 倉掛 喜人 委員 (欠席) |
| 柳 幸敏 委員 | 前田 政實 委員 |
| 段浦 眞由美 委員 | 矢野 榮 委員 |
| 熊本 福實 委員 | |

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成30年10月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

平山 文雄 委員、 平田 豊美 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

| 発言者 | 議題・発言内容・決定事項 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ただ今から、平成30年度第7回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、16番 倉掛委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしく申し上げます。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p> |
| 事務局 | <p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>(会長挨拶)</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>議事録署名人の指名をいたします。13番 平山委員と14番 平田委員にお願いをいたします。</p> |
| 事務局 | <p>よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号8を読みあげる)</p> |
| 事務局 | <p>以上ご報告申しあげます。</p> |
| 議長 | <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議長 | <p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>(報告第2号 番号1～番号4を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申しあげます。</p> |
| 議長 | <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議長 | <p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成30年10月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書4ページをお開きください。 議案第1号 平成30年10月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p> |
| 事務局 | <p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p> |
| 議長 | <p>議案第1号 平成30年10月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議長 | <p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議長 | <p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> |
| 事務局 | <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申しあげます。</p> |
| 議長 | <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p> |
| 議 長 | <p>議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> |
| 事務局 | <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、賃貸住宅に居住しておりますが、現在の住居では手狭であること、また、店舗についても、申請人配偶者の実家のある筑前町に移転するため、申請地を購入して、店舗兼住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積157.23㎡の店舗兼住宅を建設される計画となっております。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。 |
| 7 番 | 排水関係等、特に問題はなかったと思います。 |
| 議 長 | 会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。 |
| 会長代理 | 問題はないと思います。 |
| 議 長 | それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。 |
| 8 番 | 店舗兼自宅とありますが、何の店舗ですか。 |
| 事務局 | 現在、福岡市にあるタルト店を移転されると聞いています。 |
| 議 長 | 他に質問はありませんか。 (質問なし) |
| 議 長 | ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成) |
| 議 長 | 議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | (番号2を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 不動産業の譲受人は、申請地の田2,354.09㎡を造成し、集合住宅及び露天駐車場を整備し賃貸収入を得る目的での転用申請となっております。 建物としましては、木造2階建て、建築面積243.39㎡の8戸を1棟と304.36㎡の10戸を1棟、建築。露天駐車場については住宅敷地内に27台、住宅の北側に18台分を整備する計画となっております。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。 |
| 議 長 | 議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。 |
| 18番 | 申請地は、最初個人でされようとしてありましたが、住宅会社がするようになりこのようになりました。排水関係等問題はないと思います。 |
| 議 長 | 会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。 |
| 会長代理 | 何も問題はありません。 |

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p> |
| 事務局 | <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>申請人は、九州大学や福岡女子大学、博多区にある英会話スクールにおいて英語講師をしており、今回申請地の南側にある自宅にて英会話教室を営むにあたり、生徒用の駐車場として8台分を整備する目的での転用申請です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p> |
| 5 番 | <p>雨水が手前の道路側に流れていきますが、地上げして奥に入れたU字溝に流すようにしていますので、問題はないと思います。</p> |
| 議 長 | <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 会長代理 | <p>特にありません。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p> |
| 事務局 | <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>不動産業の譲受人は、申請地の田1,073㎡を造成し、集合住宅を建築し、賃貸収入を得</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>る目的での転用申請となっております。建物としましては、木造2階建て、建築面積297.05㎡、10戸を1棟、建築する計画となっております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される集合住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当の私から報告いたします。</p> |
| 議 長 | <p>申請地の下の方にある農地の用水を確保するために、360のU字溝を入れるようにしました。以上です。</p> <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 会長代理 | <p>会長の説明で間違いありません。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局より説明をお願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>議案書11ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について</p> <p>上記について、次のとおり提出する 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 筑前町長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、依頼があったので、審議のうえ、意見を求めるものです。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> |
| 事務局 | <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします</p> <p>別紙追加資料の2ページをお開きください。</p> <p>2ページの事業計画書に記載してありますように、転用事業者は〇〇株式会社で、申請地北側の雑種地9, 885㎡に既存の仮設ユニットハウス置場があります。</p> <p>現状、既存の敷地では面積が不足しており、今回、除外申請のある畑1, 299㎡を仮設ユニットハウス置場として整備することにより、敷地不足の解消及び事業の拡大を図る為の計画となっております。3ページに区長、農業委員、水利関係者の承諾があります。</p> <p>申出地の位置図について4ページ、計画図は5ページをご覧ください。</p> <p>なお、計画変更申請が承認され、農用地区域外の農地となった場合の、申請地の転用許可基</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>準の立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可であります。拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると思えます。</p> <p>以上、ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局の説明が終わりました。それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第4号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求め。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> |
| | <p>あっせん委員 山田委員、井上会長</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、17ページをご覧ください。</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p> |
| 事務局 | <p>次第5 その他</p> <p>赤い羽根共同募金について</p> |

| | |
|------|--------------------------------|
| 事務局 | 次第6 今後の日程について |
| 事務局 | 次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。 |
| 会長代理 | これもちまして、第7回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。 |
| | 11:45 終了 |